

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター(以下「センター」という。)事業の振興等に功労のあった者、又は会員の模範となる行為が者を表彰し、もってセンター事業の発展を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰及び善行表彰とする。

(表彰の基準)

第3条 功労表彰は次の各号の一に該当する者に対して、その功労を表彰する。

- (1) 役員として2期以上にわたり事業の発展に寄与し、その功績が顕著であった者
- (2) 前号に掲げるもののほか、センター事業発展に特に功労があったと認められる者

2 善行表彰は次の各号の一に該当する者に対して、その善行を表彰する。

- (1) 会員の模範となる善行があった者
- (2) センターの公益のため、多額の金品等を寄附した者
- (3) センターの趣旨に賛同し、事業の振興に積極的に協力した団体、事業所及び個人

(表彰の決定)

第4条 表彰者は、別に設置する表彰選考委員会において対象者を選考のうえ、理事会の承認を経て決定する。

第5条 表彰は表彰状又は感謝状に記念品を添えて会長が行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は原則として通常総会の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める場合には、理事会の承認を経て、会長が指定する日に行うことができる。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は平成3年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。